

議案第 4 号

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和5年 2月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市バリアフリー基本方針検討協議会、太宰府市文化財保存活用推進協議会及び太宰府市史跡整備検討委員会の設置に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕  
〔条 例 第 号〕

太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

太宰府市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
--------------	--

」

を

「

太宰府市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
太宰府市バリアフリー基本方針検討協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 24 条の 4 の規定に基づく移動等円滑化促進方針及び同法第 26 条の規定に基づく移動等円滑化基本構想の検討、作成及び変更並びに実施に関すること。

」

に、

「

太宰府市文化財保存 活用地域計画策定協 議会	太宰府市文化財保存活用地域計画の策定 に関し必要な事項について協議すること。
大宰府跡推定客館地 区整備検討委員会	推定客館跡（特別史跡大宰府跡）の保存整 備活用等について調査及び審議を行うこ と。

」

を  
「

太宰府市文化財保存 活用推進協議会	太宰府市文化財保存活用地域計画の推進 等に関し必要な事項について協議するこ と。
太宰府市史跡整備検 討委員会	史跡の保存整備活用等について調査及び 審議を行うこと。

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。